

28高教福第725号
平成28年10月4日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

個人所有のポイントカードの公務での使用について（依頼）

このことについて、平成28年度定期監査結果（出先前期）の報告によると、一部の所属において「前渡資金（常時資金及び随時資金）により物品等を購入する際に、執行職員等が個人所有のポイントカードを使用し、支払時にポイントの加算を受けていた」という事例が発生しています。

公金及び準公金を取り扱う中で、職員個人が、量販店等において物品等を購入した場合に、購入金額に応じてポイントが付与され、そのポイントを貯めることで、商品の値引き、その他特典を受けることができるカード（以下「ポイントカード」という。）を使用し、こうした利益を受けることは適切ではないことから、前渡資金等で物品等を購入する場合、個人所有のポイントカードを使用しないよう、貴管内の教職員に対し、注意喚起するようお願いします。

なお、公用携帯電話等のポイントの利用については、「携帯電話等のポイントの利用について（平成27年3月17日付け26高財政第348号財政課執行管理室長通知）」を参考にしてください。

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課 人事企画担当 088-821-4903



26 高財政第 348 号

平成 27 年 3 月 17 日

各所属長 様

財政課執行管理室長

携帯電話等のポイントの利用について（通知）

このことについて、公用携帯電話の利用や文房具等事務用品の購入等により、携帯会社や通信販売会社等への支払の際に使用できるポイントが発生することがあります。

こうしたポイントの管理や利用については、各所属において適切に対応されているものと考えますが、下記のことを参考のうえ、引き続き適正な事務に努めていただくようお願いします。

記

1 公用携帯電話のポイントについて

携帯電話の利用料金の支払により発生しているポイントについては、携帯電話の更新や修理、附属品の購入等の際の携帯会社への支払に利用してください。

2 通信販売会社等のポイントについて

文房具等の購入により発生しているポイントについては、ポイント発生後の文房具等の購入の際に利用可能な場合には、通信販売会社等への支払に利用してください。

3 ポイントの取扱いについて

上記のようなポイントについては、適正に予算を執行するなかで、支払の際に利用できる場合には、有効に活用してください。

文房具等の購入額によりポイントだけを利用し、支払が生じない場合も経費支出何の決裁権者が決裁するようにしてください。

当然のことですが、ポイントの有無等により購入先を選ぶといったことや、ポイントを利用するために物品を購入するといったことのないようにしてください。